

令和元年度3月第12回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和2年3月26日(木) 午前9時30分
- 閉会日時 令和2年3月26日(木) 午前12時20分
- 開会場所 美浦村役場3階 大会議室
- 出席委員等
- | | |
|----------|-------|
| 教育長 | 糸賀 正美 |
| 教育長職務代理者 | 山崎 満男 |
| 委 員 | 小峯 健治 |
| 委 員 | 浅野 千晶 |
| 委 員 | 栗山 秀樹 |
- 出席事務局職員
- | | |
|---------|--------|
| 教育次長 | 木鉛 昌夫 |
| 学校教育課長 | 小山 久登 |
| 子育て支援課長 | 福田 浩子 |
| 生涯学習課長 | 栗山 和男 |
| 美浦幼稚園長 | 坂本 千寿子 |
| 大谷保育所長 | 保科 八千代 |
| 木原保育所長 | 永井 弘子 |
- 欠席委員 なし
- 傍聴人 なし
- 提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第1号	令和2年度美浦村学校評議員の委嘱について	可決
議案第2号	令和2年度美浦村学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師の委嘱について	可決
議案第3号	美浦村社会教育指導員の委嘱について	可決
議案第4号	美浦村社会教育委員の委嘱について	可決
議案第5号	美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
議案第6号	美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について	可決
議案第7号	美浦村スポーツ推進委員の委嘱について	可決
議案第8号	美浦村中央公民館管理規則の全部を改正する規則	可決
報告第1号	令和元年度要保護・準要保護児童生徒の認定について	—
報告第2号	平成30年度点検・評価報告書について	—
報告第3号	美浦村子どもを守る地域ネットワーク設置要綱を廃止する要綱について	—
報告第4号	美浦大学設置及び運営要綱の制定について	—
報告第5号	美浦大学院設置及び運営要綱の制定について	—
報告第6号	美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程	—
報告第7号	美浦村学校図書室運営規程の全部を改正する規程	—
報告第8号	令和2年度美浦村一般会計予算について	—
報告第9号	令和2年度美浦村保育所嘱託医, 保育所嘱託歯科医について	—

○教育次長

これよりは教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、教育長に議事進行をお願いしたいと思います。

○教育長

ただいまより、令和元年度第12回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は委員の皆様全員に出席をいただいております。教育委員会会議規則第17条第1項により、議事録署名人を指名いたします。栗山委員をお願いいたします。

【議案第1号 令和2年度美浦村学校評議員の委嘱について】

【議案第2号 令和2年度美浦村学校医学校歯科医学校薬剤師の委嘱について】

【学校教育課長説明】

【人事案件のため非公開 承認】

【議案第3号 美浦村社会教育指導員の委嘱について】

【議案第4号 美浦村社会教育委員の委嘱について】

【議案第5号 美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について】

【議案第6号 美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について】

【議案第7号 美浦村スポーツ推進委員の委嘱について】

【生涯学習課長説明】

【人事案件のため非公開 承認】

【議案第8号 美浦村中央公民館管理規則の全部を改正する規則】

【生涯学習課長説明】

【質疑】

○小峯委員

基本的な部分でちょっとお尋ねしたいんですけど。館長と室長が兼務することもあるとなっていて、どうして室長という表現が必要なのか、教えてください。

○生涯学習課長

村の役職として公民館長と室長という役職がございます。今現在は私が公民館長兼図書室長という形になっております。将来において、役割がもし兼任ではなくて別々になった場合の管理の及ぶ範囲の規定が前の条文では明記されておりませんでしたので、今回公民館、全体的には図書室に置けるものについては図書室長という形、区分けを明文化しようと考えてございます。

○小峯委員

そうすると、将来的には室長というのは独立した職として設置する方向性を持つてゐるということで理解してよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

将来的にそうある方向ではございませんでして、可能性としてそういうこともあり得る場合も考えて条文をあらかじめ整えておくというふうに考えて今回こういう形にしております。

○小峯委員

大変整理されてわかりやすくなったので、私はこれで、できれば、将来的にはやはり図書室長という形で独立していった方が充実してくるのかなというふうに思いますので、予算のゆとりが出れば、そんな方向も考えていただけるとありがたい。また、3号、4号の施設使用施設の齟齬を生じています。前の規定でも同じだったんですけど、主要施設のところで申請書の中には、小会議室があつて暗室がない。許可書の様式4号だと暗室があつて小会議室がない。つまり、申請と許可の不一致使用する施設設備で起こしてしまっているのはどうせならここも改善したほうがいいのかなというふうに思いました。

○生涯学習課長

訂正したいと思います。

【報告第2号 点検評価報告書について】

【教育次長説明】

【質疑】

○小峯委員

6ページですが、第3のところの「視点を充てる」の「あてる」の漢字についてこちらは変換ミスでしょうか。この漢字で正しいのでしょうか。

○学校教育課長

こちらのページは、茨城大学の加藤先生が記載されたままを載せておりますので、漢字はこのままで問題ありません。

○小峯委員

10ページ保育士の質の向上に努め積極的に研修に参加すると、この点については、保育所も幼稚園も非常に積極的に参加をして、特に人権意識を高める研修など継続的に実施しているので、ぜひその取り組みを継続してほしいということで、課題というよりも継続して実施してほしいという要望であります。13ページ、幼稚園のところですが、園だよりやクラスだより、メールなどにより理解を

図りということですが、ぜひ管理職が点検するという体制を、現在もとっているかもしれませんが、ぜひそういった複数の目を見て問題がないかどうかそういう情報発信を継続してお願いしたい。33 ページのところでは、ディスクゴルフサロン・教室と 2019 年の国体で本村はディスクゴルフを実施したわけですが、今後もしもぜひ継続して施設設備を有効に活用して、一つの方向性として維持できればと要望です。先ほども指摘にあったのですが、34 ページの評価コメントのところにニーズ満足度などのアンケート調査を実施すべきではないかとこれは、例年指摘をされているようですが、まだこのあたりが不十分なのかなと。ぜひ今年度はこの指摘を受け止めて、来年度の事業実施のところでは、ある程度の抽出でかまわないので、人数やその内容などを把握する必要があるのかなと思いました。35 ページです。地域未来塾の事業ですが、これまさに指摘されているように静粛に学習する状況を目指しすぎているのではないかと。評価コメントと事業の課題のところでの「他の生徒と話しをするなど悪いところがあり」という評価。この辺をどう考えていくのか。例えば生徒間で教えあうことがあってもいいのではないかとということですね。この辺もう少し指導される先生方とも意見交換等も行いながら、静かに学習する環境と教えあう環境が併存できないのであれば、例えば教室をパーテーションで区切る等、工夫してそれぞれのニーズにあった形での工夫が必要なのかなと。来年度に向けてはそうした指摘をうけて、もう少し方向性をみてもらえたらありがたいかと思いました。48 ページですが、学校図書館運営のところでは、また美浦中学校が 4 校中最低で、昨年度 29 年度も 9,758 冊今よりも 1,000 冊ほど多かったですけど、当時も 4 校中最低だったと。なかなかこれ改善ができない。部活にのめりこんで、本を読む暇がないのかなとおもっているのですが、このあたりくじけずにやはり美浦中生の読書活動を行うような方策、指導ということではないと思うのですが、興味関心を高めることが必要なのではないかと思います。

○木原保育所長

保育所の研修についてですが、保育所は土曜日にも開所しており、夏休みもないのですが、土曜日の土浦ブロック研修には参加をし、日々の研修にも参加させるように努力しております。今後も継続して参加できるようにしていきたいと思います。

○幼稚園長

情報発信については、日々の子育て支援、保育に関しての私たちの日々の指導の在り方等、またいろいろな園の事業についても有効に情報発信していきたいと職員一同共通理解をしていきたいと思います。

○教育長

今回の幼稚園の情報発信の話は紙媒体の話かとは思いますが、幼稚園、保育所はホームページも開設しておりますので、そちらも充実できようしていきたいと思っています。

○生涯学習課長

ディスクゴルフ教室についてですが、ディスクゴルフサロンで活動されていた方々が、今度同好会という形を立ち上げて活動してくれると聞いております。できれば体育協会にも加盟していきたいという意向をきいておりますので、そういった形で、ディスクゴルフは残っていくと考えております。ニーズ満足度の調査等についてですが、今まで参加された方に対するアンケートについて確認していきたいと思います。また、参加の申し込みの数に対して、開催した参加者数が減ってきたりすれば、数字からも読み取れることもあると思いますので、そういう数字のチェックも行っていきたいと考えています。

○教育長

地域未来塾については、私から回答いたします。まず、点検評価のシートの事業の課題改善点の書き方を、もう少し丁寧に書くべきで、こういったところが課題で、こういった形で今度は方向性を持っていくかというところを、もう少し丁寧に書く必要があると思います。先ほど小峯委員からのご指摘にもあった通り、評価コメントにもあるんですが、実際にやってみますと、学校と同じような悩みが出てきます。教えていただいている先生方とは年度の終わりに話し合いの機会を持ったんですが、学びたいという意識の高い子と、友達が来るから何となく付き合いできている子たちがいて、指導に従わない生徒もいます。教えている先生は、子どもたちの学力を上げてあげたいという高い志でやっていただいている中、そういった子どもたちが、場の雰囲気というか教室の雰囲気を乱しているというところが今年度は特に見受けられました。また、申し込みの段階から、A4用紙の5分の1くらいの用紙に名前を書いて、これで参加を認めていたのですが、そういったところから意識を変えて、来年度以降は保護者の方にも参加するにあたっては、事前に地域未来塾の趣旨を説明し、子どもたちにも、こういった規則を守った上で、参加することを徹底する。また、英語の先生であれば子どもたちが自主学習をしているところを周るよりは、時間を決めてマンツーマンでやってみたいというようなこともあります。子どもたちが申し込みをする時の意識も含めて、来年度はある程度規律を持たせた運営をしたいと考えています。もう3年たちましたので、やっているだけという時期は過ぎたと思います。来年度以降は、より実績が上がるようなかたちで行っていきたいとおもいます。

○生涯学習課長

美浦中の貸し出し冊数が各小学校に比べても少なくなっているわけですが、読書活動につきましては、図書係でもいろいろプランを計画して実行しているわけですが、再度検討しながら、より充実した内容というか、余暇の時間を読書に向けていただくように、今後も努力して行きたいと思います。

○浅野委員

6 ページの第 2 の指摘のところで、特に中学校における不登校問題はっていうとこで、美浦村の取り組みは年々徐々に成果があらわれてきたことが数値でも明白であると書いてありますが、27 ページの不登校の生徒数の表が一覧表で出ていますが、ここで中学校、26 年度から 8、4、5、9、12 と何か明白な数字に数値が出ているっていうのとイメージが合わないんですけれども、この辺をご説明していただけますでしょうか。

○学校教育課長

27 ページの表の美浦村不登校、年間 30 日以上児童生徒数ですけれども、おそらく先生がご覧になったのは、不登校者率だというふうに考えております。右側の列になるんですが、例えば中学校で見ますと、26 年度が 5.77、27 年度が 5.32、28 年度は 4.30、29 年度が 4.17、30 年度が 3.25 というところの率が落ちているというところを評価されているんだろうと思います。こちらの率の算出方法につきまして、現在具体的な算出方法は把握しておりませんので、後日改めてご報告申し上げます。

○浅野委員

先ほどの 35 ページの地域未来塾ですが、させていただいてる方も手探りで、どういう方向を目指せばいいのかというところが、何ていうか、モデルがないままそれぞれの市町村でモデルが違うと思いますので、そういった形で始まっておりますので、教育長さんのイニシアティブはとても大切なことだったと思うんです。ぜひ、次の教育長さんにも、その点をよく引き継いでいただいて、こういう方向を目指してほしい、こういう形にしてほしいというのがないと携わっている方も、運営している方もなかなかつかめないところがあるので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長

地域未来塾事業は非常に大切な事業だと思っていますので、やっていることに意味があるという期間は終わったと思います。できるだけ実績が上がるような形を毎年模索していきたいと思います。

○栗山委員

点検評価報告書は今後公表すると思いますが、この評価が何かに使われるということはあるのでしょうか。例えば公民館運営審議会や、スポーツ推進審議会等ですが。そういった会議とか委員会とかで、議論がまとまりずらかったり、議論がしづらかったりすることがあるので、こういった外部の方や有識者からの意見というかせっかく評価があるのであれば、既存の事業に対しての改善や発展、縮小を検討する起点というかそういう活用の仕方もあると思うので、会議の場などで活用できる機会があればと思いますので、検討いただければと思います。

○教育次長

ご意見のとおりですね。自分的には職員がこれを見て、これを踏まえて事業すればいいという感覚でいたものが、委員のご意見によりましてそのとおりだなと思いました。これは会議の際にこういう意見がありますというのも、直接委員には言うか言わないかは別にしまして、職員もこれを生かしていけるように、改めて今日全員参加しておりますが、通じて職員の方にも、そういう今後の委員会とか会議に本当に、まさしく生かしていけるように努めてまいります。また、この報告につきまして、本日3月、年度末に皆さんにご報告しておりますが、前年も意見をいただいたということもございまして、なるべくでしたらば12月、本当でしたらもっと早く、これ30年度の報告でございますので、なるべく来年は、9月くらいまでに資料まとめたものを先生に提携評価いただいて12月には皆さんに、このように報告できる形を目指してまいりたいと思います。

【報告第3号 美浦村子どもを守る地域ネットワーク設置要綱を廃止する要綱について】

【子育て支援課長 説明】

【質疑】

○小峯委員

廃止する理由はわかったんですけど、第2期の美浦村子ども子育て支援事業計画の38ページ、これは各種施策の推進のためについていう今後の方向性を示しているかと思うんですけど、それには間違いはないですか。その中の3番に複数の機関で連携して支援できるよう、美浦村子どもを守る地域ネットワークを設置していますという、このネットワークのことが触れられていて、今の説明と矛盾してくるんですけど、これはどういうふうにとらえればいいですか。

○子育て支援課長

4月から健康増進課で設置する名称なんですが、美浦村子どもを守る地域ネットワークという名称になります。要綱は教育委員会において定められたものなので、一旦廃止をしまして、保健福祉部健康増進課で改めて、この要綱をこの名称で設置するということになります。

○小峯委員

そうすると、要は担当部署が変わるから、教育委員会で設置してあるこれについては廃止して、他の部局でもう一度やり直すということ。

○子育て支援課長

一度教育委員会部局で要綱を定めたものを一度廃止しまして、小峯委員おっしゃったとおり健康増進課で改めて、内容的にはそれほど変わらないものなんですけれども、改めて制定するということになります。業務が健康増進課に移るという関係

で、そういった内容になります。

○教育長

掻い摘んで言いますと、これまで子育て支援課に虐待関係の事務はあったんですね。担当が1名いまして。その虐待の事務が、今度は健康増進課に移るということです。それに伴って、所管外になるということで、これまで子どもの虐待の事務については、子育て支援課に来る前は福祉介護課がやってたんです。そのあと、教育委員会に移ってきました。そこで教育委員会に移ってきて2年経過したというわけなんですけど、それが子育て包括支援センターでしたか、こちらの組織ができるので、そちらに一元化し健康増進課に移ります。この業務は業務上のしきりとしては外れました、しかしながら子育ての環境の虐待については、学校と緊密に連携をとらなきゃいけないので、当然ながら連携というのは我々も同じようにフォローはしていきます。メインの担当部署が変わるという趣旨の廃止ということです。

【報告第4号 美浦大学設置及び運営要綱の制定について】

【報告第5号 美浦大学大学院設置及び運営要綱の制定について】

【生涯学習課長 説明】

【質疑】

○小峯委員

質問としては1点。まず第3条のところですが、今、大学の後大学院ということで、満60歳以上ということですが、大学院に進んだ人は美浦大学をもう受講できないという、発言があったかと思うのですが、年度が変わったときに、美浦大学院を一旦1年間やった翌年、また、美浦大学へという同時並行でなければ、受験できるのか、もう美浦大学院を1年間やった後は美浦大学の方には参加できないのかと。この辺について教えてもらいたい。それから、どうせこういう形でしっかりと要綱をつくるのであれば、例えば第17条、大学院だと18条の文言の頭出しをそろえたらどうですか。第17条の2行目が一字右にずれると頭出しが揃うのかな。それから第18条も一字右にずらすと、頭出しが揃うのかなと。内容としては非常にわかりやすくていいのですが、この1点だけちょっと。

○生涯学習課長

先ほどの美浦大学の第17条、大学院の第18条の頭出しはこちら記載の訂正をさせていただきますと思います。先ほど美浦大学を卒業した方は美浦大学院に行った後、もとに戻れないのかということだと思いますが、そこは非常にちょっとこの運営につきましてどうするか悩んだ点ではございますが、美浦大学の方は、次々と年度年度で60歳になる方がいらっしまして、募集するに当たって応募して来られる方の人数の枠はかなり確保できる状況でございます。なので、戻りましても、参加回数で制限が優先順位がございますので、なかなか申し込んでも応募できないという形になってくる状況もあるということで、できれば美浦大学の方でいろんな

知見を広めた方、そちらはもう次は美浦大学院に進んでいただいて、もう少し地域なりいろんな行政に近いところでも、いろんな知見を広げていただいて、よりそういう方向に進んでいただきたいと今、考えておりまして、大学院の方に進んだ方は美浦大学に戻るのには実際に戻ったとしてもなかなか応募しても当選できないという状況があります。条件として、大学院に進んだら美浦大学には戻らないという形にしたいと今考えております。また、先ほどの美浦大学は第17条の2段目ですね。ちょっとずれておりました。美浦大学院も18条の2段目一字ずれておりましたので、こちらは訂正したいと思います。

○浅野委員

この申し込み用紙で私の理解が悪いのか、友人・夫婦で申し込まれる場合も同様の条件とさせていただきますという表現は、要するに夫婦で申し込まれたから、必ずしもご夫婦で当選しませんよということを言っているのでしょうか。

○生涯学習課長

ご質問のとおり、夫婦で申し込まれた方でも、条件、選定されますということ、年齢が当然違ってくれば優先順位が変わってくる。ご夫婦だから一緒にこの方は当選というような形にはならないということでの記載とさせていただきます。

○小峯委員

どうせなら募集要項のところも、こちらの基本の要綱と一致させたほうがいいと思います。対象者が村内に在住の60歳以上じゃなくて、満60歳。要綱ではそのようについてます。満60歳以上の、その辺の整合をきちっと図って募集されたらどうでしょうか。

○生涯学習課長

こちらの要綱と整合を図って募集をかけたいと思います。

○山崎教育長職務代理者

この夫婦で申し込まれた場合も同様の条件ということは、夫婦でも片方が当選しても片方が落選するときがあるというような。いつからそうなったの。

○生涯学習課長

前々からそういう形で条件となっておりまして、最初の抽選で旦那様が当選されて奥様が落選された、というようなことも当然ございまして、その場合は、時々当選された方が一緒に入りたい方が落選しているので私も辞退しますみたいな申し出があることはあります。その場合は、優先順位で次点となっている方が繰り上げて入学を認めるようなことを今までもやっています。

○山崎教育長職務代理者

何となく世知辛いなと思って聞きました。片方が当選したら片方が一緒に行くっていう、ずっとそうなるんならば、それで皆さん納得しているならいいんですが。

○浅野委員

私もその同様の条件にさせていただきますというこの表現に引っかかりまして、あまり親切でないなど。例えば、オリンピックのチケットとかも1人で申し込む2人分申し込むなどありますよね。1人で2人申し込んで、その分ちょっと確率が低くなりますが、っていうような何かもうちょっと、老人向けにやさしいことはできないでしょうか。例えばご夫婦でないと参加できないようなご体調とかそういうことも考えられると思うんですけど。もう工夫はできないのでしょうか。

○教育次長

私も会議とか出させていただきますまして、根底には申し込み者が多過ぎるということがあります。ですので、こういう形でありまして、例えばご夫婦でどちらかが当選したからもう片方の方も当選としますと、落選した方から相当なクレームが来ておりました。それで実際に課長が申しましたように、奥さんが当選しないのなら、俺はやっぱり辞退するということで、前に担当された方のお話を聞いたら、抽選に丸1日ぐらいかかってしまう。何度も何度もやり直し、抽選したら俺は辞退する。ということの繰り返しで、実はこの最後の最後に抽選しますっていう方法もとらないほうが良いと、委員の方からはご指摘があったぐらいです。まずは応募者が多過ぎますので、やむを得ずこのような形をとってます。ただ、表記の仕方については、浅野委員がおっしゃるようにもう少し優しいというか、わかりやすい表記にはしたほうが良いかと思えます。公民館がお伝えしたいのは、お友達であってもご夫婦であっても、個人個人で判断しますよということです。表記については課長が考えてもう少し優しい言い方にしたいと思いますが、なぜこのような方法をとったかという申し込まれる方が多すぎる。それで、要は大学院をつくったのも、その一端にはそういう理由もございます。今、60人でやっていますが、そうすると視察に行くにしてもバス2台が必要。それから受け入れ側も60人となるとなかなか受け入れてくれないと、いろいろなことを生涯学習課で勘案しまして、大学と大学院で30人、30人というような形にしたということでございます。ただ、2年度から30人の募集になりますので、この4月にどれくらい応募が来るかというのはまだ生涯学習課でもよく把握は出来ていないんですが、多分大学の方は相当な応募があるだろうと。大学院はよほど学習内容をきちんとやっていかないと楽しいことばかりではございませんので、大学院の継続が難しくなるから事業内容をきちんと計画してやりなさいというのを、先日委員会では委員の方からよく釘をさされて、魅力的な事業をやらないと大学院の方が衰退しちゃいますからということはおっしゃっております。2年度からの事業なので、精一杯頑張っていきたいと思えます。

○浅野委員

評価で教育委員会の評価が毎年同じ指摘をしているように思うような、指摘がありますけれど、講座はどちらかというと参加者が少なく、立ち上がらないような講座があるという1面がありますよね。こちらの大学は申し込みが多い、あるいはいきいきミセス講座も申し込みが多いんですよね。その辺をやっぱり全体的な把握をして、老人、美浦大学に応募者が多いのは、知っているんですけども、そういったところで、全体的な見直しとか将来像をやっぱり検討していただきたいかなと思います。講座の方が逆にというのはニーズをよく把握するような方向性が必要なのかなというのはもちろん考えていらっしゃると思うんですけども、ぜひ今後も引き続き重ねていただきたいと思います。

○生涯学習課長

講座もニーズをよく踏まえてというご意見をいただきました。実は今年度、文化講座におきましては、結構長期間アンケートをとったんです。アンケートの件数が14件と少ない状況で、結果となってしまいました。それでも内容を見ますと、要望としては時間体として夜間の希望が多いなっているところはわかったんですけど、今回申し込んだ講師の方にもお伝えしまして、夜間できないかということで話してみたのですが、夜間でも確か1件だけ、今回はそういう状況になってしまいました。そういう要望を踏まえて、今後も要望に沿うような形でやっていきたいと思います。

【報告第6号 美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程】

【生涯学習課長 説明】

【質疑】

○小峯委員

内容的には大変わかりやすくいいと思うんですけど、せっかくですから、36ページのところ、同じように、右側へ一字2行目からずらすと、2のどこ、頭が揃うかと思います。

○生涯学習課長

こちら36ページ第2項のところ一文字ずれておりました。こちら訂正して記載したいと思います。

【報告第7号美浦村学校図書室運営規程の全部を改正する規定】

【生涯学習課長 説明】

【質疑】

○小峯委員

まず1点目は40ページ、第4条なんですけど、(1)が当該学校図書室がある学校

に属する教職員、これ古い方前の規定も同じ順序なんですけど、子どもファーストを考えると、順序が逆じゃないかと。9条と10条は先に子どもの規定が来てるんです。第9条の(1)児童または生徒、(2)は教職員、10条も同じく、児童生徒、教職員の順ときてるんです。ここだけが教職員が先になってる。どうせ変えるのであれば、(1)(2)を逆にすると子どもファーストができるかな、このように思います。それから、これは質問なんですけど、1年を超えた場合に、1年を経過しても返却されないなら弁償の対象とする、1年なんて、前の規定もそうになっていますが、1年というのは、適切な期間なのかどうか。子どもたちの貸し出し期日は7日間ですよ。そのあと1年間っていうのは、これ、例えば6年生、あるいは中学3年だと卒業して追えなくなりますよ。この辺の規定が適切なのかどうか。これは学校での、要するに廃棄処分をせざるをえない行方不明ということで、生徒からの回収ができなくて、廃棄冊数がどのくらいあるかっていうところを見ながらでないといけないのかもしれないかもしれませんが、ちょっと1年という長いんじゃないかなと単純に思ったところですよ。これが適切かどうかはちょっとわかりません。

○生涯学習課長

まず第4条の第1号第2号につきましては、順序を変えて整合をとらせていただきたいと思います。また、先ほどの未返却資料の対応でございますが、未返却の期間を過ぎた場合は随時返却の通知とか連絡とかをしまして、返却を促すような状況で対応していくわけでございますが、それでもどうしても返却いただけないようなものについてをみる期間としては、これまでもそういうことで対応してまいります。一応、そういうことでこれまでの対応の通り、こちらは1年という形で記載してございます。今後も大体子どもたちにおいては1年を経過する前には督促をされているわけでございます。公民館の対応と整合をとっての、こちら1年という形で記載をさせていただきます。

○学校教育課 吉田

山崎教育長職務代理者の質問にお答えさせていただきます。
以前の担当者として、私個人の見解といいますか、お話をさせていただきますと、先ほど課長がお話いただいたように、随時、もちろん督促という形で、子ども、それから大人関係なく、随時行っております。その上で返さない方に関しての弁償はあくまでもお金をいただくということです。私としては1年ぐらいが妥当かなと思いますが、小峯委員から先ほどお話しいただいたように、どれぐらいの冊数が延滞されていて、どれぐらいの数が弁償になっているのか、という直近の数を見ていませんので何とも言えないところではございますけれども、感覚的なところでいうと、1年は妥当だと思います。

○山崎教育長職務代理者

今の答弁意見は公民館の図書室の意見だと思うのね。これは学校図書なんだよね。ということは、学校の司書さんの意見を聞いて、多分、中学生が問題だと思う

のね。中学3年生。卒業したときに借り受けてそのまま1年間という、また違うと思うんで、ここに加える中身はあるんじゃないかなと思うの。学校司書さんの関係からすると。要するに3月か2月ぐらいに卒業して3月17日に卒業すれば2月中には棚卸しじゃないけども、きちんとしたことを、そして卒業はしてるというのが、必要な気がする。これはあくまでも学校図書に関する規定だよね。私も中央公民館ならば1年の規定はこれは当然だろう、妥当だと思います。中学校の場合には当てはまるんじゃない、学校図書に関しての当てはめ方としてこの部分のところはもう一度考える必要があると。そのためには、考えるならばやはり当事者である司書さんの意見を聞いて、そして規定をつくっていくくらいの柔軟性があってもいいんじゃないかなというふうに思います。

○生涯学習課長

学校司書等の意見を聞きまして、今後、この条項をどうするか対応してまいりたいと思います。

○山崎教育長職務代理者

そのときに、学校施設の問題点、そういうのも聞いて具体的な中身を加えていただければと思います。

【暫時休憩】

【報告第8号 令和2年度美浦村一般会計予算について】

【各所属長 説明】

【質疑】

○小峯委員

1点だけ教えてください。187ページの統合小学校建設委員会費、新たに委員会としてスタートするわけですが、調査費用が計上されていないというのは、この建設委員会で決まった後、調査に入って補正でも組むのか、あるいはもう令和2年度は、調査まではいかないと考えているのか、この辺の見通しについて教えてください。

○学校教育課長

今回当初予算に計上いたしましたのはあくまでも委員の報酬等々の予算でございまして、今、ご指摘になった調査費等ですけれども、基本的には今年の令和2年度につきましては、場所及び学校の規模等を決めていくということでございます。進捗状況によりましては、おっしゃったように補正予算において調査費なりアドバイス料を計上して精査をしていくというところは考えております。

【報告第9号 令和2年度美浦村保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医について】

【人事案件のため非公開 承認】

【その他 コロナウイルス感染症対策について】

○小峯委員

お手元に増し刷りしたものをお配りしたんですが、これはこの後の村内公共施設等についてと関連する部分で、前は2月の通知等については印刷されていたので、今回もあるかなと思ってきたんですが、それがなかったので、文科省の学校再開のガイドライン、これがないと今後の小中学校の方向性について明確な指示ができないのかなと思って、増し刷りをさせていただきました。この村内小・中学校再開に当たっての対応の部分で、もう少し細かく学校に指示を出さないと、子どもたちも、それから教職員も非常に混乱するのではないかなあという思いもあって、ちょっと増し刷りをしてもらいました。といいますのは、ご存じのように、東京が大変なことになってまして、茨城もつくば、ここの経済圏に当たりますよね。つくばそれから土浦というところで、今10名ということで、村内ではゼロの状態が続いていますけど、やはりある程度の対応していく必要があるのかということで、具体的な指示を学校に出していく必要があるのかなというふうに思います。それで一応、別添のところで増し刷りして、1番重要だと思った点が、1点は、子どもたちの出席停止の扱いについて。これは恐らく各学校の校長が判断することになると思うんですけど、出席停止の措置ということで、授業時数出席日数から外すということを明確にしたり、それから、家庭に検温の要請をしたりというような指示がすぐに必要になるのかなという、それからマスクの着用。それから、教科でいえば、この中にもありますように、その教科の8ページですね。各教科の指導における感染症対策等に関することということで、例えば音楽、音楽の学習授業を変えたり合唱から始まると思うんですね、合唱やったらもうその日のうちにいっちゃうっていうのは、新型インフルエンザで明らかなので、この辺も、例えば器楽とか鑑賞とか、そういったことでしばらくその合唱は控えるとかということをして学校任せにするのか、ある程度方向性を示して学校に考えさせていくのか、体育もこれマスクしてできませんので、どんなふうにやっていくのが望ましいのか、この辺を早急にやっていく必要があると思います。それから9ページの部室の使用、この部室の使用でも新型インフルエンザではもう、部室から新型インフルエンザが広がって学級閉鎖にまで行ってしまったという苦い思い出があるわけですから、この辺についてもどんな方向がいいのか、特にこれは中学校だと思います。それから、6番の9ページの6番の公立学校の教職員の出勤等の服務、これについても、特別な特別休暇等、つまり年休のほかに介護休暇等も含めた特別休暇の取得なども考えさせ、あるいは在宅勤務、職務専念義務の免除等で学校に来させないというような選択肢も今後必要になってくるのかと思います。今のところ、美浦村で、緊急事態というふうに受けとめてはいないですが、つくばがああいう状態で急速にふえていることを考えると、認識を持って当たる必要があるのかなあということです。この入学式後の3番4番で

すね、以後の学校再開後のあり方について、ちょっと学校が共通認識を持つ必要があるのかなというふうに思いましたので、別添資料を提供させていただきました。

○教育長

昨日、臨時校長会を開きまして、小中学校の再開に当たっての対応について議論をしました。その中でまず固めたところが、この先ほど小峯委員が、ごらんになりました定例教育委員会資料、村内小中学校の再開に当たっての対応ということであります。小峯委員ご指摘のように、学校の休校を始めたときよりも、今の方が感染のリスクが高まっている。確かだと思います。そういった中で、国としては学校再開についての通知を文部事務次官命令で出してきました。我々の選択としては、再開するか否かというのは、国からの命令ではないので各自治体の裁量に任されています。だからそもそも再開するべきか再開しないべきかという議論があったんですけども、感染のリスクを完全に回避するのであれば私は、再開しないのが最良の選択だと思っています。しかしながら、国でも社会としてのシステムを維持するという意味で、保育所とか幼稚園にですね、開けておいてくださいというところがありまして、事務次官通知でも学校の再開についての指針が示されたということを踏まえれば、感染症のリスクをある程度減らしながら、社会のシステムを維持する上で学校再開するということであろうというふうに解釈しており、我々としては、まず学校は再開したいというような結論に至りました。国から示された指針ですね、皆さんに今配っていただいていると思います。こちら見ますと、これを全て守るっていうことになると、学校はやっぱり再開するなということになるんですね。私、内容を読むとですね、3条件の重複を徹底的に避けると。換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話発生、これは学校の最たるもので、これがだめであれば学校は再開できないと思っています。しかしながら学校再開するのであれば、国の新型コロナ会議の委員の1人でもあり、県の新型コロナ対策会議の座長をやってらっしゃいます名前は失念しましたが、川崎市の衛生研究所の所長さんがお話ししていましたが、今、国として出せる指針としては、このレベルといいますか、こういったものしかやむを得ないだろう。そういった中で、各自治体というか、学校はこれが1番の基準にはなるものの、可能な限り対応するという形でないと学校は再開できないだろうということです。そこで可能な限りこの再開ガイドラインに則って対応していきましょうということで、校長会の意思統一をさせていただきました。細かな例えば給食の食べ方とか音楽の授業とか、そういったところまではまだ詰めきっていませんけれども、まだ校長会で期間がありますので、その細かなやり方については詰めるべきところは詰めたと思います。やはり検温の話が校長会の中でも出てまして、検温については、各家庭に検温をしてくるようにしてほしいというか、検温シートというかそういったものを渡しましょうと、始業式の日。ただ始業式の日には検温をしない。そういったものをまだ渡す前なので、メールでも検温をしてくるように、それは周知しましょうということになってます。あとは小峯委員がおっしゃったように、学校の出席停止といいますか、感染者が出たときにどういった形で学校の方を休校、学級閉鎖にするかというところがやっぱりポ

イントになってくるかと思います。我々が考えますのは、この国のガイドラインにはそこまで書いてないんですね、何人だったら休校と。そこは各自治体の裁量に任せられているというふうに解釈するのであれば、今日午後 1 時から村の新型コロナ会議がありますので、決めてもらいたいというところが校長会でもありました。そちらの中で図ろうと思っている考え方を口頭ですいませんが申し上げさせてさせていただきますと、例えば学校の学級閉鎖、休校の判断については、今、先進国の中で 1 番新型コロナウイルス対策がうまくいっている台湾の事例、参考にするのがいいのかなと思いました。考え方としては、児童生徒で 1 人の感染が確認された場合には学級閉鎖、2 人感染が確認されたら休校とする。そういったことで対応していくことでどうかというのが一つ。もう一つ、37.5 度以上検温をしてこなくてですね、検温した結果 37.5 度以上判明した、あるいは教室に入った後でも、熱っぽいようだから計ったら 37.5 度以上の子どもがいたという場合には、そのクラスに留め置かずに、保健室なりに連れてきて、すぐに保護者の引き取りを依頼するとか、そういったところを決めようかなと思っています。あわせて幼稚園、保育所と、小中学校の休校の考え方なんですけれども、今のところは、村としては例えば幼稚園、保育所については、村の中で感染者が 1 人でも出たら、休園するということにしているんですけども、ただそういった趣旨では、国の考え方違うのかなと思います。こういう状況になってきて、その場合仮に村では、感染者が出た場合であっても、園児の家庭とか感染者とのかかわりがなければ、幼稚園、保育所、学校も開校していくというような形で、方針を大枠の方針ですね、それを決めていきたいというふうに考えています。細かな学校でのやり方については、現場の先生方の意見もあると思いますので、各先生、校長先生方も読み込んで来てもらっていろいろ出していただいたんで、それ会議を始業式までまだ時間がありますんで、そこは校長会のほうで再度、もんでもらうかと思います。

○小峯委員

社会教育施設、今、図書室が開いているのでほっとしてるんですけど、一応休館の利用中止の期間としては、3 月 31 日までですか。

○教育次長

こちら村の方のコロナ会議に今日かけたいと思うんですが、教育委員会の見解としましては、4 月いっぱい利用の中止を継続したいと。これはスポーツ施設、貸し出し施設、もう中止を決定したときよりも教育長がいうように現在の方が状況が悪い。そんな中で再開はできないという考えです。ただ図書室については、今と同じなるべく短い時間 30 分と聞いてますが、その時間の利用で、それ以外のスポーツ施設、貸し出し施設の利用中止は 4 月いっぱい継続したいというのが教育委員会の考えということで会議に諮りたいと思います。また、この関連で皆様ご心配だと思うんですが、児童館ですね。春休みになりまして、1 年生から 6 年生まで、昨日からお預かりをするようになってございます。ですが、昨日の利用につきましては木原が 36 人、大谷が 14 人、ということで当初懸念していました学校施設を借りないと

パンクしてしまうんじゃないかという状況にはなっていないと、今のところ児童館だけで対応ができております。もう1点。体育施設について付け加えさせていただきます。先ほど4月中貸し出しはしないということですが、中学校の部活については、新学期から再開いたします、ただ光と風の丘公園の野球場、テニスコートを中学生が使っていると、一般の方は使えません。できる限り中学校のグラウンドを使っていたきたいという願いをしましたところ、校長先生からは総体が近いので、4月も終わり頃になると、どうしても光と風でやらせていただきたいという話がありましたので、公民館に中学校の部活のみ、光と風の利用を許可しますという方向でもっていきたいと思っております。

○教育長

卒業式については滞りなく行われたということでありました。

【美浦村いじめ防止及び根絶のための基本方針について】

○教育次長

資料をお配りしてございますが、美浦村いじめ防止及び根絶のための基本方針ということで、こちらは2月の定例教育委員会でご報告いたしました。その際には色を塗ったりここ改正しますよっていうものをお配りしたんですが、正式なものができましたので、お配りをいたしました。

【第2期美浦村子ども子育て支援事業計画書について】

○子育て支援課長

事前配布資料の第2期美浦村子ども子育て支援事業計画書についてご説明いたします。本計画書は、子ども子育て会議委員、教育委員の皆様のご意見、ご提案をいただきまして、パブリックコメント募集終えて策定いたしました。計画書が67ページにわたりますので、概要書としてまとめました。後ほどごらんいただければと思います。令和2年度からこの年間この計画をもとに、子ども子育て支援を進めてまいりたいと思います。